


# 新発田市都市計画法施行条例 区域図

(令和6年3月29日~)



	A1エリア（市条例第2条・第5条区域）
	A2エリア（市条例第5条区域）
	B1エリア（市条例第5条区域）
	大規模指定既存集落
	条例区域から除外（R4.4.1以降）
	市街化区域
	都市計画区域界

法改正により、法第34条第11号・第12号条例区域内の災害ハザードエリアを除外することが規定されたため（令和4年4月1日施行）

この地図の作成に当たっては、国土院の提供を受けたデジタル地籍図（図地籍図）等を利用し、必要な補正を行ったものとします。また、図面記載の情報は、必ずしも現状と一致するものではありません。この地図を印刷し、利用する場合は、必ずしも現状と一致するものではありません。この地図を印刷し、利用する場合は、必ずしも現状と一致するものではありません。

縮尺： 1/20,000（A0サイズ）